

千葉県国保運営方針等連携会議設置要綱

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">千葉県国保運営方針等連携会議設置要綱</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 <u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)附則第7条の規定により都道府県国民健康保険運営方針(以下「国保運営方針」という。)</u>を定めるため、<u>また、同附則第9条の規定により平成30年改正後国民健康保険法の施行日前に必要な行為を行うため、</u>県内市町村の意見を聴くとともに、意見の調整を図ることを目的として千葉県<u>国保運営方針</u>等連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。</p> <p>(所 掌)</p> <p>第2条 連携会議は、前条の目的の達成に資するため、次の事項について意見交換等を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>国保運営方針策定</u> (2) <u>国保運営に関する事項で都道府県が処理するものとされている事務に係る重要事項</u> (3) <u>その他広域化に関すること</u> <p>2～3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">千葉県国民健康保険広域化等連携会議設置要綱</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険法第68条の2第1項の規定に基づき、国民健康保険事業の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針(以下「財政安定化等支援方針」という。)</u>を定めるため、県内市町村の意見を聴くとともに、意見の調整を図ることを目的として千葉県<u>国民健康保険広域化</u>等連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。</p> <p>(所 掌)</p> <p>第2条 連携会議は、前条の目的の達成に資するため、次の事項について意見交換等を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化の推進に関する基本的な事項</u> (2) <u>国民健康保険の現況及び将来の見通し</u> (3) <u>保険者規模別の目標収納率の設定及びその達成状況に応じた千葉県の市町村に対する技術的助言・勧告又はその達成に資する取組に対する支援</u> (4) <u>国民健康保険制度改革に関する事項</u> (5) <u>その他財政安定化等支援方針に関する事項</u> <p>2～3 (略)</p>

改正後

(組織)

第3条 1～3 (略)

4 作業部会は、連携会議を構成する各団体をもって構成することとし、その委員は、次のとおりとする。

- (1) 千葉県健康福祉部保険指導課国保広域化準備室長
- (2) 連携会議を構成する保険者及び国保連合会の委員が推薦する実務担当者

5 作業部会には部会長を置くこととし、千葉県健康福祉部保険指導課国保広域化準備室長をもって充てる。

(運営)

第4条 (略)

(事務局)

第5条 連携会議及び作業部会の庶務は、千葉県健康福祉部保険指導課国保広域化準備室に置く。

(委任)

第6条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条 組織)

	所属又は対象となる保険者	団体数	委員となる者の職
1 2	千葉県国民健康保険団体連合会	—	<u>国保制度対策室</u> 長

現 行

(組織)

第3条 1～3 (略)

4 作業部会は、連携会議を構成する各団体をもって構成することとし、その委員は、次のとおりとする。

- (1) 千葉県健康福祉部保険指導課国保・高齢者医療指導班長
- (2) 連携会議を構成する保険者及び国保連合会の委員が推薦する実務担当者

5 作業部会には部会長を置くこととし、千葉県健康福祉部保険指導課国保・高齢者医療指導班長をもって充てる。

(運営)

第4条 (略)

(事務局)

第5条 連携会議及び作業部会の庶務は、千葉県健康福祉部保険指導課国保・高齢者医療指導班に置く。

(委任)

第6条 (略)

別表(第3条 組織)

	所属又は対象となる保険者	団体数	委員となる者の職
1 2	千葉県国民健康保険団体連合会	—	<u>総務財務課</u> 長